一般競争入札公告

物品等の借入について，次のとおり一般競争入札を行う。

令和４年５月２０日

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長　　木　場　信　人

1　一般競争入札に付する事項

(1)　借入物品の名称及び数量
　　情報システム機器等の賃貸借（内訳は「要求仕様書」のとおり。）
(2)　借入物品の特質等
　　要求仕様書のとおり。
(3)　納入期限
　　令和４年８月 31 日（水）
(4)　納入場所
　　要求仕様書のとおり。
(5)　借入期間
　　令和４年９月１日から令和９年８月 31 日まで（5 年間）

2　入札説明書の配付及び閲覧用資料を示す場所及び期限

(1)　場所　公益財団法人かごしま産業支援センター
　　鹿児島市名山町９番１号　鹿児島県産業会館２階
(2)　期限　令和４年５月 27 日（金）午後５時

3　競争入札に参加する者に必要な資格及び審査等

(1)　競争入札に参加する者に必要な資格及び審査等については，鹿児島県（以下，「県」という。）の規程に準じて行うので，県の役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査（OA機器賃貸業務）を受け，入札参加資格を有すると認められた者であること。
(2)　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
(3)　物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年鹿児島県告示第 416 号）第３条又は第４条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
(4)　次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
　　なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
　イ　暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
　ウ　役員等が，暴力団員等であると認められる法人又は個人
　エ　暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している法人又は個人
　オ　役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人
　カ　役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している法人又は個人
　キ　役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
　ク　役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
　ケ　アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
(5)　入札に参加しようとする者は，入札説明書の別紙6「機能等証明書」を令和４年６月３日（金）午後５時までに(7)の提出場所に提出すること。

なお，機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は，1の(1)の物品を1の(3)が示す納入期限までに納入することができる旨を入札説明書の別紙7「発売予定の物品についての納入証明書」に記載して併せて添付すること。

また，提出した機能等証明書について説明を求められた時は応じること。

(6) 審査の結果は，令和4年6月7日(火)までにメール及び入札説明書の別紙3「機能等証明書の審査結果(通知)」により通知する。この「合格」をもって，入札に参加できるものとする。

(7) 機能等証明書の提出場所

2の(1)に同じ。

4 入札の方法等

(1) 入札金額

入札金額は，1の(5)の示す借入期間の総額とする。また，月割額も明記すること。

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては，入札説明書の別紙1「入札書」に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は，その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので，入札に参加する者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和4年6月13日(月)午後2時

イ 場所 公益財団法人かごしま産業支援センター 大会議室
鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館2階

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上の金額を入札説明書の別紙5「入札保証金納付書」により，入札書の期限までに納付すること。ただし，次の(c)のいずれかに該当するときは，入札保証金の納付が免除される。なお，入札保証金は，入札終了後還付する。ただし，落札者には，契約締結後，還付する。

(a) 保証金の納付方法

ア 現金

イ 政府の保証のある債券

ウ 契約担当者が確実と認める金融機関(出資の受入，預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振出し又は支払保証をした小切手。

エ 契約担当者が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書きをした手形。

オ 郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書(差出人が受取人を指定しないものに限る。)

(b) 入札保証金の納付期限及び場所

ア 納付期限 令和4年6月13日(月)午後1時

イ 納付場所 公益財団法人かごしま産業支援センター
鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館2階

(c) 入札保証金の免除

ア 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公益財団法人かごしま産業支援センター(以下，「当センター」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し，当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 一般競争入札に参加しようとする者が過去2箇年の間に国(公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と当該一般競争入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し，かつ，これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において，契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときに限る。)。

(2) 契約保証金

落札者は，契約金額の100分の10以上の額を契約担当者が指定した日時までに納付すること。ただし，契約の相手方は，入札の際，入札保証金を納付しているときは，これを契約保証金に充当することができる。

また，次の(c)のいずれかに該当するときは，契約保証金の納付が免除される。

なお，契約保証金は，納付した者が契約を履行したときは，当該契約保証金を速やかに還付する。

(a)保証金の納付方法

ア　現金

イ　政府の保証のある債券

ウ　契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入，預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振出し又は支払保証をした小切手。

エ　契約担当者が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書きをした手形。

オ　郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る。）

(b)　契約保証金の納付期限及び場所

ア　納付期限　令和4年6月17日（金）午後5時

イ　納付場所　公益財団法人かごしま産業支援センター
鹿児島市名山町9番1号　鹿児島県産業会館2階

(c)　契約保証金の免除

ア　契約の相手方が保険会社との間に当センターを被保険者とする契約保証保険契約を締結し，当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ　契約の相手方が過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をおおむね同じくする契約を2回以上にわたって締結し，かつ，これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

ウ　法令に基づき契約代金の延納が認められる場合において，契約の相手方が確実な担保を提供したとき。

6　入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)　入札に参加する資格のない者のした入札

(2)　2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3)　入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4)　入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5)　記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

(6)　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7)　送付，電報又は電送による入札

(8)　入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9)　その他の入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7　落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

8　最低制限価格

設定しない。

9　契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10　入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

公益財団法人かごしま産業支援センター　担当：家村

〒892-0821　鹿児島市名山町9番1号　鹿児島県産業会館2階

電話　099-219-1270，ファックス　099-219-1279

11　その他

(1)　入札説明書や要求仕様等，その他今回の入札について不明な点があった場合には，2の(1)の場所に令和４年６月１日(水)午後５時までに入札説明書の別紙4「質疑書」により行うこと。なお，質疑事項は取りまとめの上，入札説明書の交付者に対し，メールで回答する。

(2)　現在の機器設置状況を確認したい場合は，上記10の担当者に申し出ること。

(3)　鹿児島県情報公開条例に基づく当センター情報公開要綱により，情報開示請求があった場合には，契約の相手方も公開することになるので，理解の上，入札に参加すること。

(4)　入札説明書の配布，閲覧用資料の公開，機能等証明書及び質疑書の受付等については，土・日曜及び祝祭日を除く平日の午前８時30分～午後５時の範囲内で対応する。